

平成 23 年 12 月 20 日

## ● 1 ページ 総論について、以下のとおり修正。

## 【調査会でのご意見】

- ・最初に長期的な社会保障の展望を入れて欲しい。
- ・社会保障の将来の姿を示すべき。

## 【原案】

社会保障改革については、「社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）」で示された個別分野の具体的な改革内容に従って、着実に改革に取り組み、社会保障を機能強化（充実と重点化・効率化）。



## 【修正案】

社会保障改革については、「社会保障・税一体改革成案（平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）」で示された個別分野の具体的な改革内容に従って、着実に改革に取り組み、社会保障を機能強化（充実と重点化・効率化）。

2030 年には、高齢世帯の 4 割弱が一人暮らしとなり、2050 年には、65 歳以上のお年寄り 1 人を 1.2 人の現役世代が支える社会が到来。

こうした高齢化が一層進んだ社会においても、我が国が世界に誇る国民皆保険・皆年金を堅持した上で、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障を実現し、全世代を通じた安心の確保を図る。

そして、制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて参加が保障される社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会、支援を必要とする人の立場に立った、包括的な支援体制を構築し、地域で尊厳を持って生きられるよう支える医療・介護が実現した社会の実現を目指す。

今回の改革では、今後、一層の少子高齢化が進展する中で、未来への投資である社会保障において将来世代に負担を先送りしている状況を改めるとともに、世代間・世代内の公平を図りつつ必要な給付を確保することにより、就学前、学齢期、若年層から高齢期までを通じて、一貫した支援の実現を目指し、全世代対応型の社会保障へ転換。

- 2ページについて、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 改革の方向性の中に、年金が含まれていないのはおかしい。年金を記述すべき。

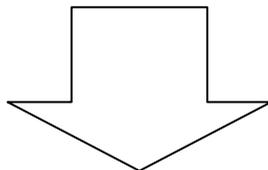
**【原案】**

**③ 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）**

- ・ すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得者へきめ細やかに配慮  
… 全ての国民が参加できる社会へ

**④ 多様な働き方を支える社会保障制度へ**

- ・ 短時間労働者への社会保険適用拡大、被用者年金の一元化  
… 出産・子育てを含めた多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度へ



**【修正案】**

**③ 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）**

- ・ すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、低所得の年金受給者への加算など、低所得者へきめ細やかに配慮  
… 全ての国民が参加できる社会へ

**④ 多様な働き方を支える社会保障制度（年金・医療）へ**

- ・ 短時間労働者への社会保険適用拡大、被用者年金の一元化  
… 出産・子育てを含めた多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度へ

- 5ページ「医療・介護等①」上段の記述について、以下のとおり修正。

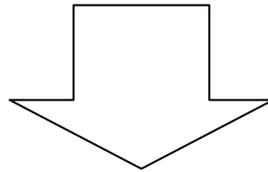
**【調査会でのご意見】**

p.5 の「疾病予防・介護予防」として、予防接種やがん検診などの記載も盛り込めないか。

**【原案】**

**2. 医療・介護等①**

- 疾病予防・介護予防を進め、また、病気になった場合にしっかり「治す医療」とその人らしく尊厳をもって生きられるよう「支える医療・介護」双方を実現。



**【修正案】**

**2. 医療・介護等①**

- 予防接種・検診等の疾病予防や介護予防を進め、また、病気になった場合にしっかり「治す医療」とその人らしく尊厳をもって生きられるよう「支える医療・介護」双方を実現。

- 5ページ 医療サービス提供体制の制度改革について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 一般病棟における長期入院の適正化について盛り込むべき。
- ・ 受け皿整備について追加すべき。

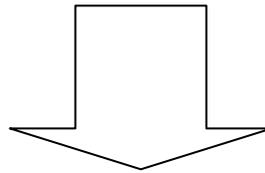
**【原案】**

**(1) 医療サービス提供体制の制度改革**

**〈今後の見直しの方向性〉**

**① 病院・病床機能の分化・強化**

- ・ 急性期病床の位置づけを明確化し、医療資源の集中投入による機能強化を図るなど、病院・病床の機能分化・強化を推進



**【修正案】**

**(1) 医療サービス提供体制の制度改革**

**〈今後の見直しの方向性〉**

**① 病院・病床機能の分化・強化**

- ・ 急性期病床の位置づけを明確化し、医療資源の集中投入による機能強化を図るなど、病院・病床の機能分化・強化を推進
- ・ 病診連携、医療・介護連携等により必要なサービスを確保しつつ、一般病棟における長期入院の適正化を推進

- 5ページ チーム医療の推進について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 看護師以外の職種も含めてチーム医療を推進することを明確化すべき。

**【原案】**

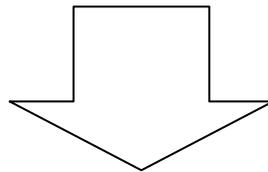
**2. 医療・介護等①**

**(1) 医療サービス提供体制の制度改革**

**<今後の見直しの方向性>**

**④ チーム医療の推進**

- ・ 多職種協働による質の高い医療を提供するため、高度な知識・判断が必要な一定の行為を行う看護師の能力を認証する仕組みの導入などにより、チーム医療を推進



**【修正案】**

**2. 医療・介護等①**

**(1) 医療サービス提供体制の制度改革**

**<今後の見直しの方向性>**

**④ チーム医療の推進**

- ・ 多職種協働による質の高い医療を提供するため、高度な知識・判断が必要な一定の行為を行う看護師の能力を認証する仕組みの導入などをはじめとして、チーム医療を推進

- 6ページ (2)地域包括ケアシステムの構築について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

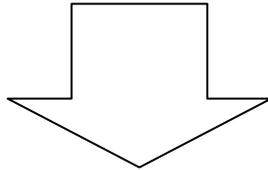
- ・ リハビリに対する言及がない。
- ・ 在宅での医療の確保を明記すべき。

**【原案】**

**(2) 地域包括ケアシステムの構築**

〈今後のサービス提供の方向性〉

- ② 介護予防・重度化予防
  - ・ 要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進
- ③ 医療と介護の連携の強化
  - ・ 他制度、多職種のチームケアの推進



**【修正案】**

**(2) 地域包括ケアシステムの構築**

〈今後のサービス提供の方向性〉

- ② 介護予防・重度化予防
  - ・ 要介護状態になる高齢者が減少し、自立した高齢者の社会参加が活発化する介護予防を推進
  - ・ 生活期のリハビリテーションの充実
- ③ 医療と介護の連携の強化
  - ・ 在宅要介護者に対する医療サービスの確保
  - ・ 他制度、多職種のチームケアの推進

- 8ページ ii 24年介護報酬改定の基本的考え方について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 介護職員処遇改善交付金分の手当について、どこに書いているかわかりにくい。

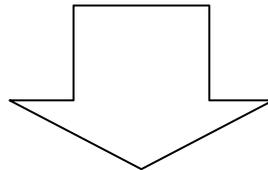
**【原案】**

**ii 24年介護報酬改定の基本的考え方**

**④質の高い介護サービスの確保**

**⑤その他**

介護人材の確保、ケアラー（家族介護者）にも配慮したケアマネジメントの機能強化、看取りや認知症への対応などの課題への的確な対応等



**【修正案】**

**ii 24年介護報酬改定の基本的考え方**

**④質の高い介護サービスの確保**

**⑤処遇改善等を通じた介護人材の確保**

**⑥その他**

介護人材の確保、ケアラー（家族介護者）にも配慮したケアマネジメントの機能強化、看取りや認知症への対応などの課題への的確な対応等

● 8ページ 医療計画作成指針の改定等について、以下のとおり修正。

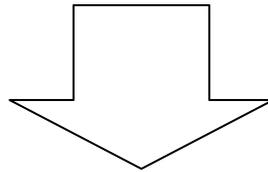
【調査会でのご意見】

- ・ 医療計画で、在宅医療を担う人材確保を位置づけることが重要。

【原案】

(2) 医療計画作成指針の改定等

- 平成24年度における都道府県による新たな医療計画(平成25年度より実施)の策定に向け、医療計画作成指針の改定等を年度内に実施。
  - ・ 医療機能の分化・連携を推進するため、医療計画の実効性を高めるよう、二次医療圏の設定の考え方を明示するとともに、疾病・事業ごとのPDCAサイクルを効果的に機能させるよう見直し
  - ・ 在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制等を記載
  - ・ 精神疾患を既存の4疾病に追加し医療連携体制を構築



【修正案】

(2) 医療計画作成指針の改定等

- 平成24年度における都道府県による新たな医療計画(平成25年度より実施)の策定に向け、医療計画作成指針の改定等を年度内に実施。
  - ・ 医療機能の分化・連携を推進するため、医療計画の実効性を高めるよう、二次医療圏の設定の考え方を明示するとともに、疾病・事業ごとのPDCAサイクルを効果的に機能させるよう見直し
  - ・ 在宅医療について、達成すべき目標、医療連携体制、人材確保等を記載
  - ・ 精神疾患を既存の4疾病に追加し医療連携体制を構築

- 10～11 ページ 長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

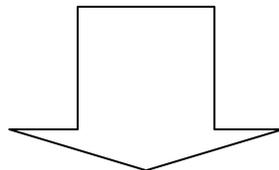
- ・ 受診時定額負担は、患者間で負担を支えあうことになるので反対。受診時定額負担によらない形で、高額療養費の改善策を検討すべき。
- ・ 高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要であり、見直しの規模を圧縮した形で、所得や期間の点でより負担が重い方に重点化した見直しを行うべき。

**【原案】**

**(3) 長期高額医療の高額療養費の見直し【P】**

**(4) 給付の重点化の検討【P】**

- 党医療介護 WT の報告を踏まえ、高額療養費の見直しの具体的内容とそのための財源の確保策について、給付の重点化の検討の見直しとの関係も含め、与党と調整中。



**【修正案】**

**(3) 長期高額医療の高額療養費の見直しと給付の重点化の検討**

- 高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。
- 他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成 24 年 4 月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収 300 万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。

- 11 ページ 高齢者医療制度の見直しについて、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ マニフェスト事項である後期高齢者医療制度の廃止を明確化すべき。
- ・ 法案提出時期は、「来年の通常国会」ではなく、「平成 24 年通常国会」と、誤解がないようにすべき。

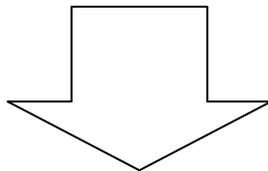
**【原案】**

**(5) 高齢者医療制度の見直し**

- 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直し。
- 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討。

(注) 現在は、平成 24 年度までの特例として、支援金の 3 分の 1 を総報酬に応じた負担とする措置が講じられるとともに、併せて、協会けんぽに対する国庫補助率を 13%から 16.4%とする措置が講じられている。

- ☆ 具体的内容について引き続き検討。来年の通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら引き続き検討。



**【修正案】**

- ☆ 具体的内容について、関係者の意見を聴きながら引き続き検討し、平成 24 年通常国会へ後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案提出を目指す。

※ 他のページの「来年の通常国会」も「平成 24 年通常国会」に修正

- 11 ページ 高齢者医療制度の見直しについて、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 後期高齢者医療制度を廃止していない状況の中で、患者負担の見直しのみを先行させるべきではない。
- ・ 現役世代との負担の公平のためにも、見直しを行うべき。

**【原案】**

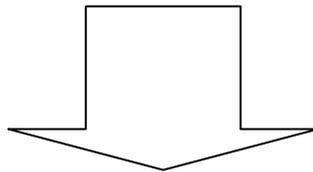
**(5) 高齢者医療制度の見直し**

(略)

- 70 歳以上 75 歳未満の方の患者負担について、世代間の公平を図る観点から、見直しを検討。

(注) 患者負担は、69 歳までは 3 割、70 歳以上 75 歳未満は 2 割、75 歳以上は 1 割と、年齢に応じた負担割合を設定しているが、70 歳以上 75 歳未満については、毎年度、約 2 千億円の予算措置により 1 割負担に凍結されている。

**☆ 平成 24 年度の患者負担の対応については、調整中。**



**【修正案】**

**☆ 平成 24 年度は予算措置を継続するが、25 年度以降の取扱いは 25 年度の予算編成過程で検討。**

- 12～13 ページ 後発品のさらなる使用促進、医薬品の患者負担の見直し等について、以下のとおり修正。

【調査会でのご意見】

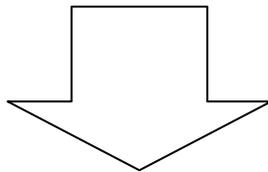
- ・ ライフイノベーションの視点も踏まえた記述に修正すべき

【原案】

2. 医療・介護等①

(10) 後発品のさらなる使用促進、医薬品の患者負担の見直し等

- 後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進。また、先発医薬品の薬価を引き下げ。



【修正案】

2. 医療・介護等①

(9) 後発品のさらなる使用促進、医薬品の患者負担の見直し等

- 後発医薬品推進のロードマップを作成し、診療報酬上の評価、患者への情報提供、処方せん様式の変更、医療関係者の信頼性向上のための品質確保等、総合的な使用促進。また、イノベーションの観点にも配慮しつつ、後発医薬品のある先発医薬品の薬価を引き下げ。

- 14 ページ 新しい年金制度の創設について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 新しい年金制度の法案提出時期は、「平成 25 年の国会の法案提出に向けて、引き続き検討」ではなく、「平成 25 年の国会に法案を提出する。」と時期を明記すること。

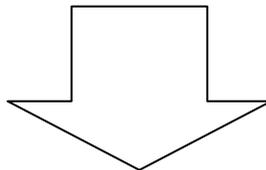
**【原案】**

**I 新しい年金制度の創設**

- 「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する新しい年金制度の創設について、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、引き続き実現に取り組む。

(略)

- ☆ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成 25 年の国会の法案提出に向けて、引き続き検討。



**【修正案】**

- ☆ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、平成 25 年の国会に法案を提出。

● 15 ページ 最低保障機能の強化について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 特例水準の解消を行うのであれば、マニフェスト事項である公的年金等控除の拡大及び老年者控除の復活について言及して欲しい。それができないのであれば、特例水準の解消によって年金額が下がることに対し、低所得者への加算を、一定の範囲まで広く行う可能性があることが読める記述にして欲しい。

**【原案】**

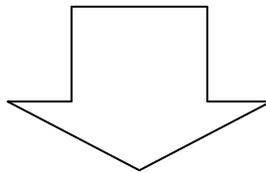
**(2) 最低保障機能の強化**

- 年金制度の最低保障機能の強化を図り、高齢者等の生活の安定を図るため、以下の改革。

**① 低所得者への加算**

低所得者である老齢年金受給者に対し、基礎年金額に対する一定の加算。その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討。

(略)



**【修正案】**

**① 低所得者への加算**

低所得者に重点を置いた、老齢基礎年金額に対する一定の加算。その際、保険料納付のインセンティブを阻害しないよう検討。

---

**【補足】**

公的年金等控除及び老年者控除については、現在、政府税制調査会及び党税制調査会において検討中という扱いである。

- 16 ページ 物価スライド特例分の解消について、以下のとおり修正。

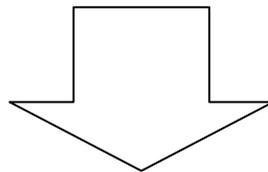
【調査会でのご意見】

- ・ 特例水準の解消を行うのであれば、そのことが将来世代の給付に回ると言うことであるとか、それによって得られた財源が他の社会保障に回るといことが、はっきり分かる記述とすべき。そうでなければ、国民の理解は到底得られない。

【原案】

(4) 物価スライド特例分の解消

- かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、世代間公平の観点から、早急に計画的な解消。
- ☆ 平成24年度分の年金額から実施（実施時期及び解消期間P）。
- ☆ 来年の通常国会に法案提出。



【修正案】

(4) 物価スライド特例分の解消

- かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の負荷を軽減し、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。
- ☆ 平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年度は10月から実施。
- ☆ 平成24年通常国会に法案提出。

- 16 ページ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大について、以下のとおり修正。

【調査会でのご意見】

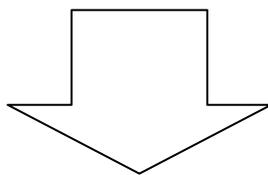
- ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大を行う際、労働者に影響があるのではないかと。労働者にも配慮を行う事を記述すべき。

【原案】

- 働き方に中立的な制度を目指し、かつ、現在国民年金に加入している非正規雇用者の将来の年金権を確立するため、厚生年金適用事業所で使用される短時間労働者について、厚生年金の適用を拡大。

3.(2)の被用者保険への適用拡大と併せて実施。

- ☆ 厚生年金の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、実施時期も含め引き続き検討。来年の通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら引き続き検討。
- ☆ 第3号被保険者制度の見直し、配偶者控除の見直しとともに、引き続き総合的な検討。



【修正案】

- ☆ 厚生年金の適用対象となる者の具体的範囲、短時間労働者が多く就業する企業への影響に対する配慮等の具体的制度設計について、適用拡大が労働者に与える効果や雇用への影響にも留意しつつ、実施時期も含め引き続き検討。平成24年通常国会への法案提出に向けて、関係者の意見を聴きながら引き続き検討。

※10ページの医療保険の適用拡大についても、同様の趣旨の修正を行う。

● 17 ページ 被用者年金一元化について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 「人事院調査の方法や評価を見直す検討が必要」と付記すべき。
- ・ 人事院調査に関する記述については原案（15 日の修正案）がギリギリの表現だ。
- ・ 政府が人事院に調査を要請しておきながら、政府自らが人事院調査に疑義を抱いているかのような書き方はできない。
- ・ 人事院調査の見直し自体が困難であれば、人事院調査以外の材料も参考にできるように人事院調査に「等」を追加すべき。
- ・ 注書きは、すべての企業に企業年金があるわけではないという客観的事実を指摘するだけで十分。

**【原案（15 日の修正案）】**

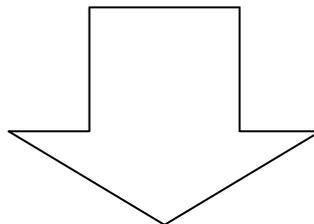
**（7）被用者年金一元化**

（略）

- 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査の結果を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

（注） 前回の平成 18 年 11 月の人事院調査では、退職給付（企業年金＋退職一時金）が、民間と公務員とでは、民間の方が高いという結果が出ている。

企業年金を実施している事業所数は、厚生労働省「平成 20 年就労条件総合調査」から推計すると 37.5%となり（厚生労働省年金局資料による）、すべての企業に企業年金があるわけではない。また、当該人事院調査では、企業規模 50 人以上を対象としている。



## 【修正案】

- 公的年金としての職域部分廃止後の新たな年金の取扱いについては、新たな人事院調査等の結果を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるものとする。

(注) ~~前回の平成18年11月の人事院調査では、退職給付(企業年金+退職一時金)が、民間と公務員とでは、民間の方が高いという結果が出ている。~~

企業年金を実施している事業所数は、厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」から推計すると37.5%となり(厚生労働省年金局資料による)、すべての企業に企業年金があるわけではない。~~また、当該人事院調査では、企業規模50人以上を対象としている。~~

- 18～19 ページ 事務費に対する保険料の充当について、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

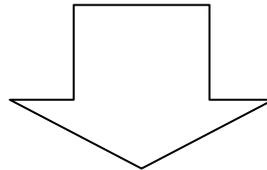
- ・ 年金保険料流用禁止についての項目に「年金事務費に対する保険料の充当（約 2000 億円／年）の禁止を実現するための財源を確保する」との記述を加える。

**【原案】**

**（14）その他**

（略）

- 上記の一体改革による取組を推進しつつ、事務費に対する保険料の充当という問題への対応や過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要となる財源の確保策について引き続き検討。



**【修正案】**

**（14）その他**

（略）

- 上記の一体改革による取組を推進しつつ、保険料の事務費への充当の解消を実現するための財源の確保策や過去繰り延べられて未返済となっている年金の国庫負担分の返済に必要となる財源の確保策について引き続き検討。

（注）年金保険料の事務費への充当は、平成23年度予算では1,945億円。

- 19 ページ 歳入庁の創設について、以下のとおり追加。

**【調査会でのご意見】**

- ・ 歳入庁について記載すべき。

**【修正案】**

**(14) その他**

(略)

- 歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手。

- 22～23 ページ 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直しについて、以下のとおり修正。

**【調査会でのご意見】**

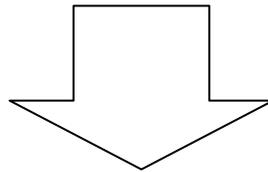
- ・ ケースワーカーによると現場はマンパワー不足。マンパワーについても加筆すべき。

**【原案】**

**(3) 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直し**

**① 生活困窮者対策の推進**

- 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進。
  - i 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備等を進めるため、国の中期プランを策定



**【修正案】**

**① 生活困窮者対策の推進**

- 第2のセーフティネットの構築に向け、求職者支援制度に併せ、以下の取組を推進。
  - i 生活困窮者に対する支援を実施していくための体制整備・人材確保等を進めるため、国の中期プランを策定

- 22～23 ページ 重層的セーフティネットの構築・生活保護制度の見直しについて、以下のとおり修正。

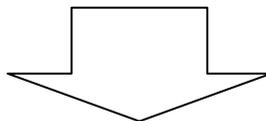
#### 【調査会でのご意見】

- ・ 生活保護の医療扶助に関して、一部自己負担の導入の検討について記載すべき。
- ・ 全額公費でやっているということを踏まえ、自己負担については是非とももっと書き込んで欲しい。
- ・ 全額公費負担であることがモラルハザードを生じさせている実証的なデータはなく、他の公費負担医療との整合性も考慮すると、直ちに一部自己負担導入について記載することは困難。
- ・ 最後のセーフティネットの底を抜けさせてはいけないので、自己負担は書くべきでない。
- ・ 医療扶助の適正化に関する調査分析については記載できるのではないか。
- ・ 「電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進」だけでなく、「等」を追記して、他の適正化策も読めるようにすべき。
- ・ 国民の理解が乏しく、国民の理解が得られるよう、不正を防ぐ取組は行う必要。

#### 【原案】

##### ② 生活保護の適正化の徹底

- 電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策の徹底。



#### 【修正案】

##### ② 生活保護の適正化の徹底

- 支援が必要な人に対し適切な保護を行う一方で、国民の信頼を損なうような不正・悪質な事例に厳正に対処。 電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化、調査手法の見直しを通じた不正受給対策の徹底。

- 24 ページ 障害者施策について、以下のとおり修正。

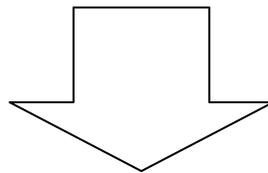
**【調査会でのご意見】**

- ・ 法案の「提出を目指す」ではなく、「提出する」とすべき。
- ・ 親亡き後の障害者が安心できるような取組を進めるべき。
- ・ 障害者就労支援や所得保障についても言及すべき。

**【原案】**

**8. 障害者施策**

- 総合的な障害者施策の充実については、制度の谷間のない支援、障害者の地域移行・地域生活の支援等について引き続き検討し、来年の通常国会への法案提出を目指す。



**【修正案】**

**8. 障害者施策**

- 障害者が地域社会で安心して暮らすための総合的な障害者施策の充実については、制度の谷間のない支援、障害者の地域移行・地域生活の支援等について引き続き検討し、平成24年通常国会への法案提出を目指す。

また、障害基礎年金への加算（再掲）に加え、障害者の就労を支援し、障害者の所得保障や社会参加の充実を図る。

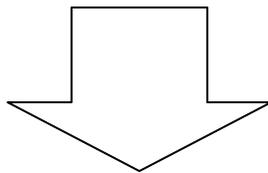
- 24 ページ「9. 次世代を担う子ども・若者の育成」として、以下のとおり追加

**【調査会でのご意見】**

- ・ 成案には、「次世代を担う子ども・若者の育成が肝要」との記述があったが、今回、社会保障と教育をどう位置付けるか。
- ・ 成案で示された次世代支援が原案では読み取りにくく、「項」を起こす等によりもっと謳ってほしい

**【原案】**

9. 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用集計の総合的な整理



**【修正案】**

**9. 次世代を担う子ども・若者の育成**

- 手に職をつけ就業につなげるための教育・訓練環境整備や、教育の質と機会均等を確保するための方策、特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援の強化。

**10.地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用集計の総合的な整理**